

品質管理検定ロゴマークの使用許可申請についてのご案内

申請書作成の前にご一読の上、ご申請頂きますようお願い申し上げます。

1. 申請書のご提出方法

別紙1の記入例をもとに必要事項を漏れなくご記入頂き、ご捺印（電子印鑑不可）の上、PDFにして下記宛先までメール添付にてご提出ください。

申請書受領後、内容を検討の上、文書にて回答のご連絡を申し上げます。

【申請先】

一般財団法人日本規格協会 品質管理検定センター 宛

Email : kentei@jsa.or.jp

2. 使用許可条件としての遵守事項

別紙2「品質管理検定ロゴマークの使用にかかわる遵守事項」を必ずご確認ください。申請書のご提出をもって、遵守事項にご承諾頂いたものといたします。使用許可の受領後は、遵守事項の内容に沿って、表示方法・ロゴマークの管理・使用条件・誤使用に対する処置等、適切にご利用をお願いいたします。

3. 回答に要する時間

申請書受領後、内容を確認の上で回答のご連絡をいたします。回答までは、当方で申請書を受領してから1週間程度頂戴いたします。即日での回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

4. 使用状況の確認について

使用許可は最長で2年間とさせて頂いております。使用許可期間満了後も継続してご使用頂く場合には、再度同様の手順にて社内利用申請を頂く必要がございますことを予めご了承ください。

以上

別紙 1 (記入例)

一般財団法人 日本規格協会
品質管理検定センター

依頼年月日： 20XX年 X月 X日
組織名： ○○株式会社
住所：〒108-0073 東京都港区・・・・・・
連絡先 (TEL)： 03-XXXX-XXXX
所属・役職： 品質管理部 部長
担当者氏名： 検定 太郎



品質管理検定ロゴマーク使用許可願い

以下により、品質管理検定ロゴマークの使用許可をお願いします。

1. ロゴマークを掲示する対象物及びその方法

| | |
|----------------------|----------------------|
| ロゴマークを使用する対象物 | 品質管理検定合格者のワッペンを作成する。 |
| ロゴマークの使用 方法・掲示場所等 | 作業服の左胸に縫い付ける。 |

2. ロゴマークを使用する目的

品質管理検定合格者の存在をアピールするとともに、周囲の未受験者の意識を向上させるため。

3. 想定される使用数

2015年～2018年までの弊社の品質管理検定合格者 15名

4. その他

該当者が退職等で作業服を使用しなくなった場合には、ワッペンは剥がし、カットして廃棄します。

以上

(QC 検定-R010)

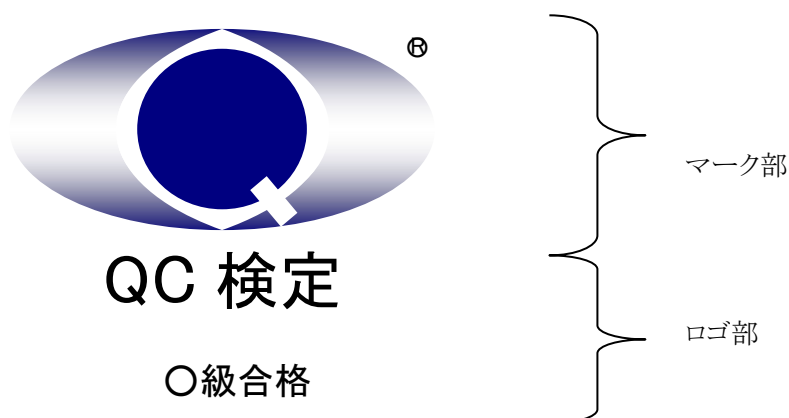
品質管理検定ロゴマークの使用にかかわる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本規格協会品質管理検定センター（以下、当センターという。）が品質管理検定ロゴマークの使用を希望する者（以下、使用者）が、品質管理検定ロゴマークを使用する場合に遵守しなければならない事項等について定める。

2. 品質管理検定ロゴマークの表示方法

品質管理検定ロゴマークは、下図に示すようにマーク部とロゴ部よりなる。



2. 1 マーク部の基本色は青色とするが、その他の色も可とする。
2. 2 ロゴ部の表示は原則として黒色を使用し、書体はゴシック体とし、できるだけ上図と類似書体を使用すること。
2. 3 ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、マーク部とロゴ部の比率が上図と同じになるようにして拡大または縮小を行い、拡大または縮小後の縦横の比率は上図と同じになるようにすること。
2. 4 マーク部とロゴ部は個別に表示してはならず、ロゴマークとして一体で表示すること。
2. 5 マーク部は、使用者が当センターホームページよりコピーして使用すること
(<http://www.jsa.or.jp/kentei/qc-top-7.html>)。

3. 品質管理検定試験ロゴマークの管理

使用者は、当センターが提供したロゴマークの保護及び漏洩防止のための適切な管理を行わなければならない。

4. 使用条件

4. 1 使用者は、事前に当センター所長宛に、品質管理検定ロゴマーク使用許可願いを提出し、承諾を求める。当センターが承諾をした案件のみ、品質管理検定ロゴマークを使用することができる。
4. 2 品質管理検定試験に合格した者が使用する物に掲示する場合、合格した級を共に表示しなければならない。
4. 3 提出した使用許可願いの使用目的と相違ないことを確認するため、当センターから要求があった場合、使用者はロゴマークを使用した対象物を提示すること。

5. 誤使用に対する処置

5. 1 使用者が本遵守事項に違反して品質管理検定ロゴマークを使用した場合、当センターは、是正処置を要求する。
5. 2 使用者が指定された期日までに是正処置を完了しない場合には、当センターは社名（個人名）及び違反内容を公表すると共に、必要な処置をとるものとする。

6. 本遵守事項の改訂に伴う対応

本遵守事項を改訂した場合には品質管理検定ホームページ上で公表する。使用者は、変更された遵守事項に従って対応を行う。

連絡先：

一般財団法人日本規格協会 品質管理検定センター

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

電話 050-1742-6445

メールアドレス kentei@jsa.or.jp